

特別用途地区（大規模集客施設立地規制地区）

「準工業地域において建築物の延べ面積が 10,000 m²を超える大規模集客施設の立地を制限」

制限内容	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、 <u>ナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるもの</u> 又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が 10,000 m ² を超えるもの。
位置	準工業地域全域 （ただし、中心市街地（約 80ha）内における準工業地域を除く）

（下線部を令和元年 12 月 26 日に修正）

特別用途地区（大規模集客施設立地規制地区）決定経緯

まちづくり三法の見直しに伴う都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律が平成 19 年 11 月 30 日より施行されました。

この改正により、第 2 種住居地域、準住居地域及び工業地域の三用途地域で「建築物の延べ面積が 10,000 m²を超える大規模集客施設」の立地が規制されることとなりました。

それと同時に規制される三用途地域については、大規模集客施設の立地も認めうる新たな地区計画制度（開発整備促進区）が創設されるとともに、地方都市ではこの改正による制限の対象とはならない準工業地域について特別用途地区等の活用により、その適正化が図られるよう努めることとされました。

そこで、本市において改正法で規制の対象となる三用途地域及び準工業地域の四用途地域における大規模土地利用状況を調査した結果、本市における大規模土地利用状況については、改正される三用途地域よりむしろ準工業地域に集中していることが判明し、このたびの法改正で制限の対象とならない準工業地域においても大規模集客施設の立地規制が必要との判断に至りました。

以上を踏まえ、法改正により規制される三用途地域に加えて、準工業地域においても「建築物の延べ面積 10,000 m²を超える大規模集客施設」の立地を制限するため、特別用途地区（大規模集客施設立地規制地区）を平成 19 年 11 月 30 日に都市計画決定しました。